滑川市農業委員会総会議事録

１．　会議の日時　　令和７年５月７日（水）　午後３時から

２．　会議の場所　　市役所本館３階大会議室

３．　会議に付した議案等

議案第３号　　農地法第３条の規定による許可申請に関する件
　　申請人　　●●●●

議案第４号　　農用地利用集積等促進計画の策定について
　　申請人　　富山県農地中間管理機構
　　公益社団法人富山県農林水産公社
　　理事長　佐藤　一絵

・農地等の利用の最適化の推進について
・農業者年金の加入促進について
・農業新聞の購読促進について

４．　委員の出欠
（出席農業委員・６名）
松井　滋樹、澤田　博行、江下　博、高橋　美彦、新村　剛、
杉本　久美子
（出席推進委員・７名）
石黒　明、岩田　秀雄、浦田　弘、荒舘　正治、滝川　裕子、
開田　豊一、伊藤　久義
（欠席委員・３名）
中屋　作之、石原　忠則、黒田　敏弘、

５．　事務局（３名）
北野事務局長　村田係長、小林主事

６．会議の要旨
午後３時00分　　開会

会　　長　　本日、中屋委員、石原委員、黒田委員より欠席の届け出が出ております。

それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、江下　博委員、高橋　美彦委員を指名します。
これより議案審議に入ります。

会　　長　　議案第３号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に関する件について事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案第３号１番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●　田（現況は畑）です。
申請地は、●●●●地内の農道に面した農地です。
申請地は、譲受人がかねてより隣接する自己の農地と共にハーブなどの西洋野菜をハウスにて栽培してきました。今回申請地については譲渡人の所有地になっており譲受人が借り入れて使用している状態でした。この度、譲渡人が遠方におり、帰郷して耕作する見込みが無いことから、一括して譲受人の名義にすることで関係者の協議が整い、今回申請されたものです。所有権移転後も、ハウス栽培地として引き続き使用していく予定です。

会　　長　　地区担当委員の補足説明をお願いします。

委　　員　　今ほど説明されたとおり、既にハウスが建っており、ハーブを栽培されているということで、所有権移転には問題ありません。

委　　員　　ハウスが建っているところを管理されており、所有権移転には問題ありません。

会　　長　　この件に関しまして、ご意見ご質問はありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は許可することといたします。

会　　長　　続きまして、議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局　　（議案第４号について朗読及び説明）
４ページをお願いします。先月に引き続き、利用権設定に伴う議案になります。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、５ページのとおり富山県農地中間管理機構が策定した農用地利用集積等促進計画について、農業委員会の意見の有無を求められているものです。

６ページをお願いします。追加でお配りしましたが、資料に訂正がございます。この後の議案審議でこちらの訂正後の数値でお読み替えをお願いいたします。ご説明に戻りまして、農地中間管理事業の利用権設定状況について合計値のみ申し上げます。貸し手23、借り手は中間管理機構の１件、筆数は60、面積合計109,654㎡です。詳細は７～14ページに記載されています。これまでの中間管理事業の様式から若干の変更がありまして、借り手の氏名も同ページに掲載しています。中間管理の一本化により細かな部分が変更になり、市農業公社と共に試行錯誤している状況であり、この様式についても、必要に応じて改善していく予定としています。

会　　長　　この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

委　　員　　７ページ目は考慮しないということでしょうか。

事 務 局　　おっしゃる通りです。7ページについては先月の議案で集積に含まれていたため、今回は含まないということになります。

委　　員　　現在、農業委員会で農地参考賃借料を定めていますが、あくまで個々の契約の参考値であり、現在の米価高騰の影響で地主からさらに賃料を要求される恐れがあるのではないでしょうか。

事 務 局　　農地参考賃借料は、富山県農業会議で提示される数値を基にお示ししています。米価が高騰しており地主としては収入を上げたいという思いもある中で、指標がないことから、参考値として農業委員会から今後もお示しする予定ではありますが、最終的には双方の納得の上で決めることであると考えます。賃借料を変更する際は、トラブルがないよう、事前にすり合わせが必要であると思います。

委　　員　　農作業標準料金はいつ変更になるのでしょうか。

事 務 局　　農作業標準料金は３年に一度の更新になります。本来であれば令和７年に改定する予定でしたが、昨今の情勢により１年前倒しして令和６年に改定し、現在は令和６年から令和８年の単価をお示ししています。

委　　員　　農地の貸し手の中には、農地の賃借料について、農地参考賃借料で契約しなければならないと思い込んでいる人が多くいるように感じます。

会　　長　　貸し手・借り手から相談があれば、色々な事情を勘案して農地参考賃借料や農作業標準料金を定めていることをお伝えいただきたいです。

それでは、この件に関しまして他にご意見ご質問ありませんでしょうか。

（各委員から「異議なし」の発言あり）

ではこの件につきまして、意見等なしといたします。

その他

・農地利用の最適化の推進の状況について
・農業者年金の加入促進について
・農業新聞の購読促進について

会　　長　　これで、審議は終了しました。

午後３時20分　閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和　　年　　月　　日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員